

♪ご結婚おめでとうございます♪ ～大切な瞬間を形に～

町では“Happy・Happy事業”を実施しています。

婚姻届は役所に提出すると法的に夫婦と認められ、これからの二人での歩みが始まる大切な書類です。しかし、婚姻届は役所に提出するだけの行為であり、提出すると受理され、手続きは終了となります。結婚される二人の手元には残りません。そこで、大切な瞬間を形に残してみませんか？

提出前の婚姻届の写し「こころ」と写真「じかん」を記念品として二人に贈呈します。

Happy・Happy事業

記念婚姻届のサンプルを用意
しています。
すぐやる室へお声を掛けてく
ださい。



◎対象者：申込みをした時間に婚姻届を直接、大磯町に提出できるお二人

平日 午前8時30分から午後5時の間

(ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く)

※写真を撮影するため、必ず婚姻されるお二人で来庁してください。

◎申込み制：婚姻届の提出を希望する日の3日前までに申込みをお願いします。

平日の午前8時30分から午後5時15分の間で申込みを受付けています。

※土、日及び祝日の申込みはできませんので、ご注意ください。

※裏面のフロー図も併せてご覧ください。

※記念品の作成には、多少お時間をいただきますのでご了承ください。

※他の来庁者等の都合により、希望する日時に添えない場合があります。

◎申込み方法：窓口・電話で、希望日時・氏名・住所・連絡先電話番号をお伝えください。

◎ところ：大磯町役場1階 町民窓口

◎費用：無料

(申込み・問い合わせ)

大磯町町民課すぐやる室

電話：0463-61-4100 (内線266)

“大切な瞬間を形に”までのフロー図

＜婚姻されるお二人＞



＜婚姻届用紙及びHappy事業チラシ＞の受取り



Happy・Happy事業に申込みを希望する場合

申込みを希望しない場合

※所定の手続きをお願いします。



町民窓口へ婚姻届の提出



手続きは終了です

※申込みは、婚姻届の提出を希望する日の3日前までをお願いします。

※他の来庁者等の都合により、希望する日時に添えない場合があります。

※写真撮影を行いますので、必ず婚姻されるお二人で来庁できる日時を申込みください。

☆このサービスは、個人情報に記載された婚姻届を複写します。婚姻届に記載される父母の方の承諾も併せてお願いします。

※文字囲みの無い項目は町で行います。



申込みした日時に婚姻届を持ってお二人で来庁

※事前に婚姻届への記入をお願いします



すぐやる室へ声掛けをお願いします



記念婚姻届用の色紙をお二人でお選びください



選んだ色紙に婚姻届を複写します



町民窓口カウンター前でお二人を撮影します



町民窓口カウンターにて婚姻届を提出してください※土日祝日は「受付のみ」です



複写した色紙に日付等を印刷し、撮影した写真とともに加工します※多少お時間をいただきます



婚姻届の提出後、作成した記念婚姻届をお二人に贈呈します



以上で手続きは終了となります

☆他の来庁者の方もいられますので、日時指定の申し込み制となっています。ご了承ください。